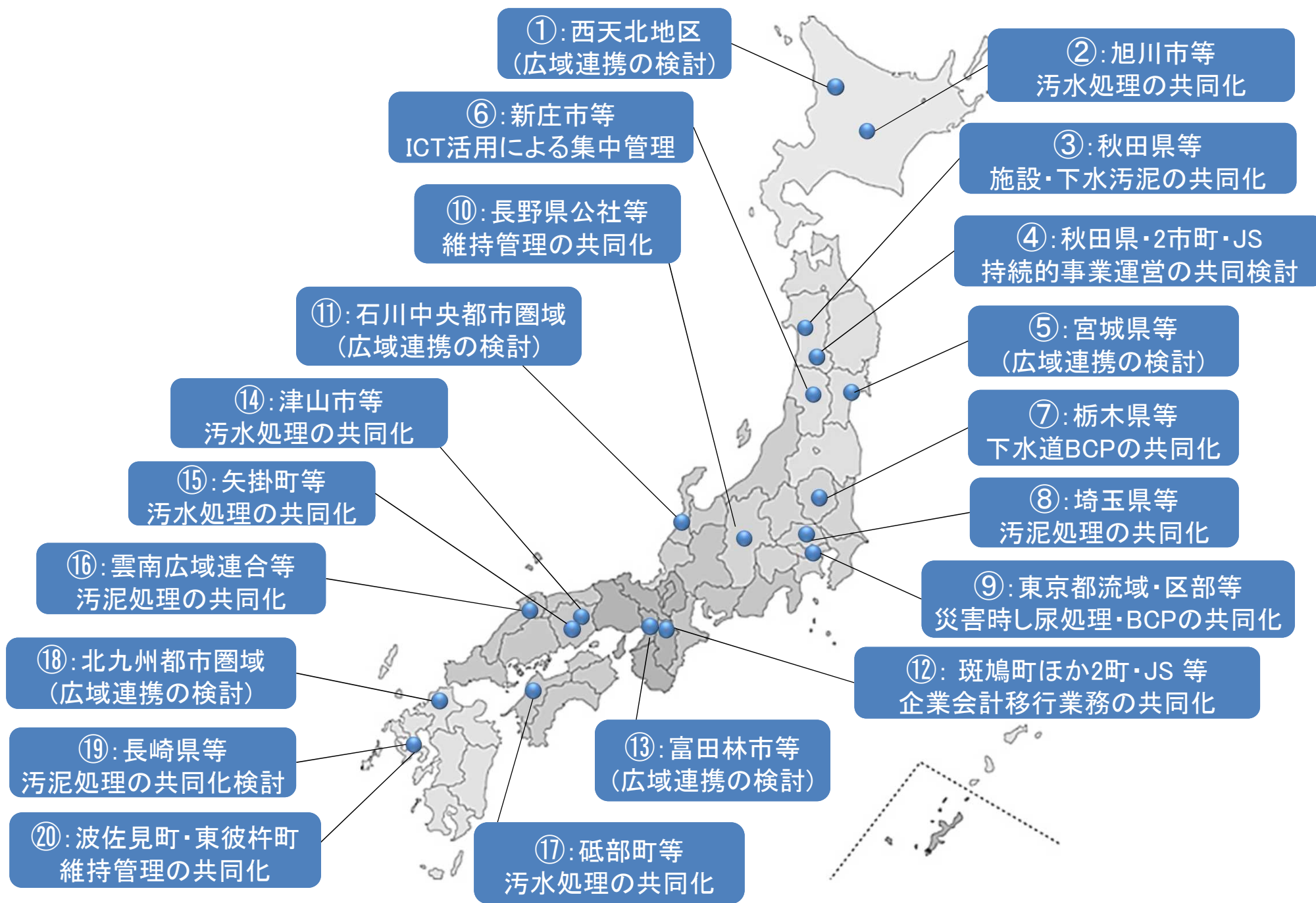


# 広域化・共同化の事例一覧



### 施設の共同化

任意の協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」等の取り組みを推進している事例

### 関係団体

「秋田県」および「秋田県内全市町村(下水道・集排・浄化槽担当)」

### 連携開始のきっかけ

#### 【リーダーシップ・意識の共有化】

- 平成22年度に「秋田県生活排水処理事業連絡協議会(任意協議会)」を秋田県が組織し、生活排水処理分野の広域連携に係る検討をはじめた。
- 秋田県では昭和57年に行政人口が減少に転じた後、二十数年が経過していたことから、下水道事業等の持続性に対する危機感が管内市町村とともに醸成され共有化されていた。広域連携の実現に向けた前向きな議論が進んだ。

#### 【検討組織】

- 下水道にこだわらない幅広い議論を可能とするため、集落排水・浄化槽担当（多くは下水道担当が併せて所管）のほか、オブザーバー参加ではあるが、し尿処理事業の管理者も参画した。←任意協議会は、他セクションが参加しやすい特性がある。

### 課題認識

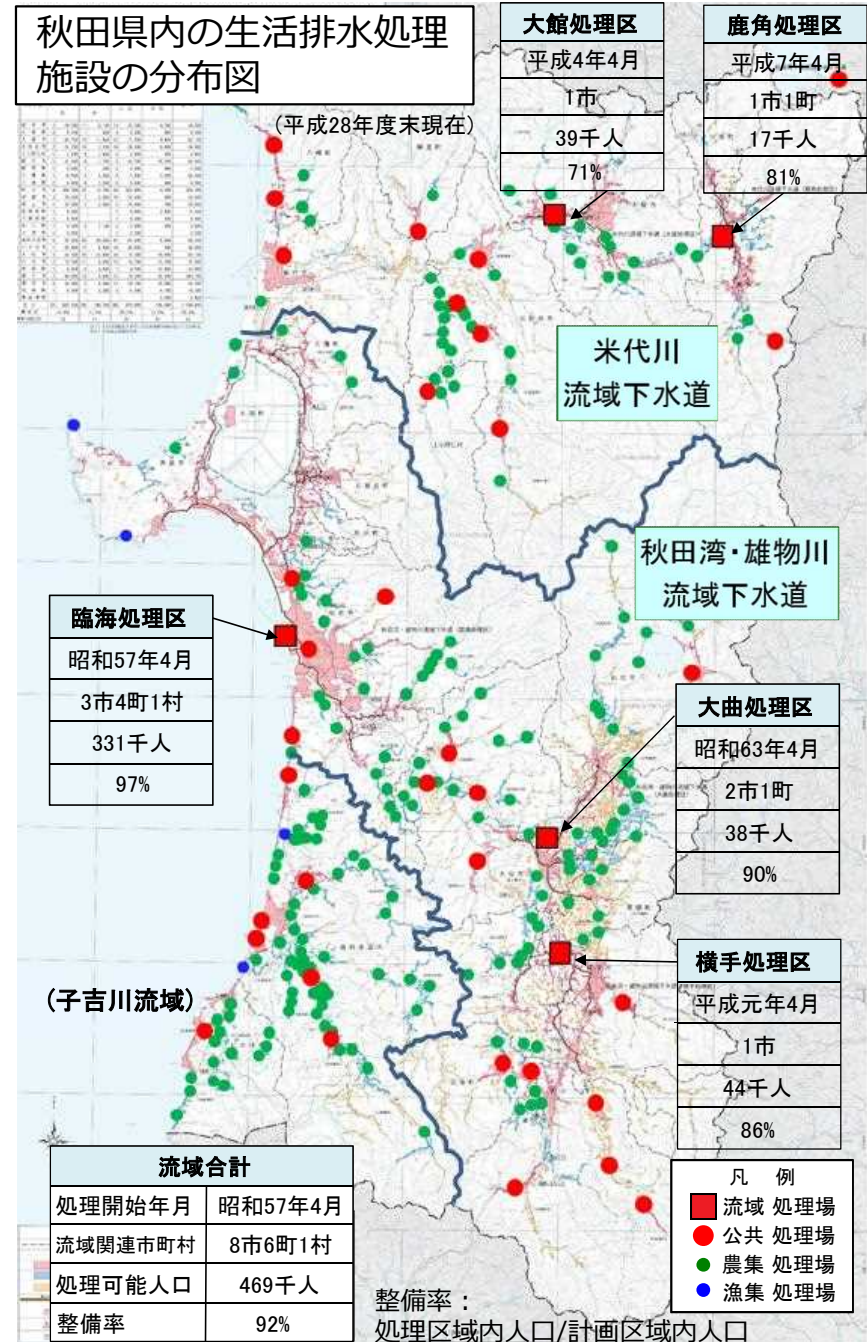
人口減少の本格化により発生する諸課題

- ①下水道担当職員数の減少
- ②施設の稼働率の低下（水処理性能の不安定化）
- ③使用料収入の減少

### 連携ブロック

#### 【ブロック設定時に考慮した地域特性】

- 地形や歴史的な背景からくる市町村の関係性
- 広域行政組合、ごみ処理組合の組成状況（下水汚泥の混焼、ごみ焼却炉の更新時期等）





## 施設の共同化

任意の協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」等の取り組みを推進している事例

### 関係団体

「秋田県」および「秋田県内全市町村(下水道・集排・浄化槽担当)」

### 事業の概要

#### 【単独公共下水道・集落排水施設の流域編入】

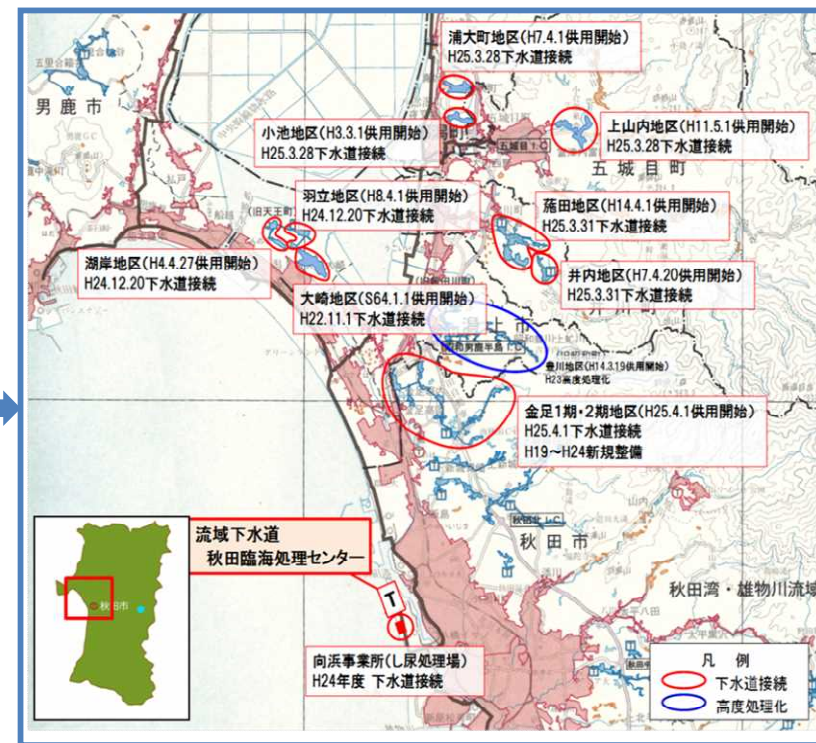
- ・ 過年度建設費（未償却分含む）の負担は求めない。  
←編入対象が流域関連団体の処理区であったこと、規模が小さかったこと等による
- ・ 将来発注する更新工事については負担を求める。

#### 【し尿・浄化槽汚泥の水処理（下水道管）投入】

- ・ 下水道条例で定められた濃度まで希釈のうえ、当該投入量に応じた下水道使用料を徴収（一般会計から支出）――H24統合の秋田市し尿処理場の例

#### 【汚泥の集約処理（下水道、し尿・浄化槽汚泥）】

- ・ 建設費は将来20年間の計画搬入量（脱水ケーキ\_wt）を積算し比率で案分  
←人口減少割合が大きい地域の負担を和らげる狙い
- ・ 含水率は一律ではなく、実績または計画値をみながら秋田県が設定
- ・ 将来、搬入量が計画と異なっても負担割合は変更しない（協定）



### 連携スキームのポイント

- ・ 流域下水道（秋田県）が核となるハード連携であること
- ・ 下水道以外の事業も含む生活排水処理事業全体の取組であること
- ・ 秋田県主導で、取り組みやすい条件設定が行われていること

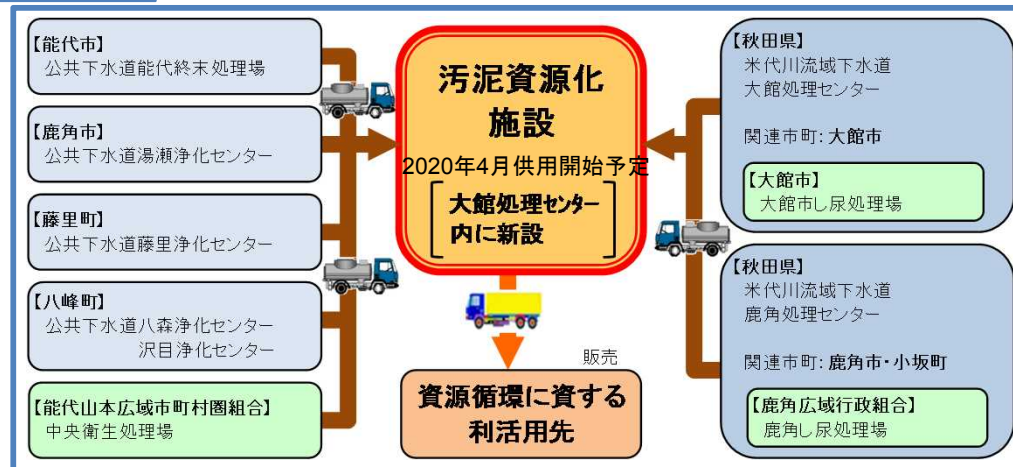
### 効果・メリット・デメリット

#### 【効果・メリット】

- ・ 施設の共同化により、大幅な経費削減が実現されること

#### 【デメリット】

- ・ 広域連携により負担増となる団体の発生 ←管理スペックの引上げ
- ・ 地域業者の業務の減少 ←災害時対応等考慮



### 維持管理の共同化

維持管理業者の選定を共同で行い、同一業者に維持管理業務を委託している事例

### 関係団体

長崎県波佐見町および東彼杵町

### 連携開始のきっかけ

- 平成17年の合併を目指して、波佐見町、東彼杵町、川棚町で協議を行ったが、実現しなかった。当時、川棚町は下水道整備を先行していたが、波佐見町、東彼杵町は下水道未供用であった（同時期に下水道整備を開始）。
- 2町では、合併を前提として、同一の処理方式を採用し、機器仕様を合わせるなどして処理場建設を行った。こうした経緯から、維持管理を共同で実施することの素地があった。
- もともと地元には維持管理業者はおらず、2町とも新規発注のため地元業者との摩擦は生じなかった。
- 合併をめざし、コスト縮減のため維持管理業務の共同発注を行ったが、その約1年後に合併協議会は解散した。

### 【組織】

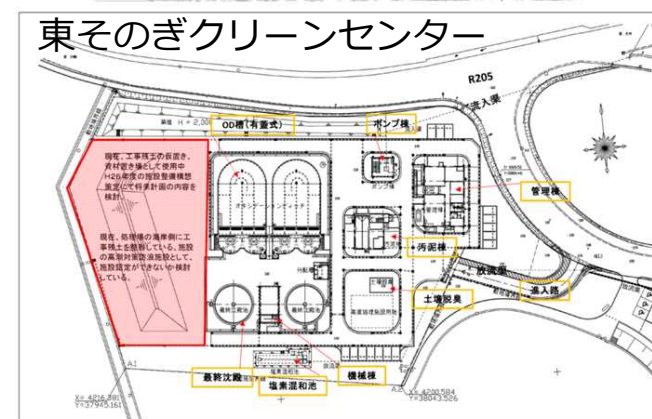
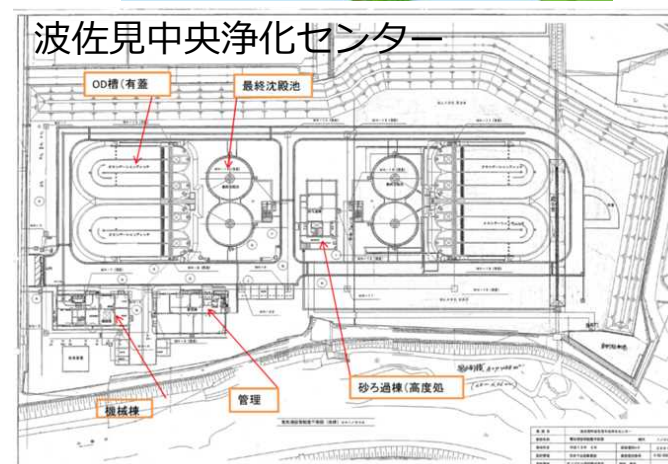
維持管理業務委託業者選定委員会の設置（要綱）

### 課題認識

- 調査の結果、2町の維持管理コストが川棚町よりも高くなることがわかり、また財政面からもコスト縮減が必要であった。

### 連携ブロック

- 近隣団体（合併を前提とし、下水道整備の共同化を模索していた。）
- 地域業者が不在（下水道：新規整備）
- 処理方式が同一 ⇒ 部品・薬品等の調達・備蓄の共同化が可能





維持管理の共同化

団体名

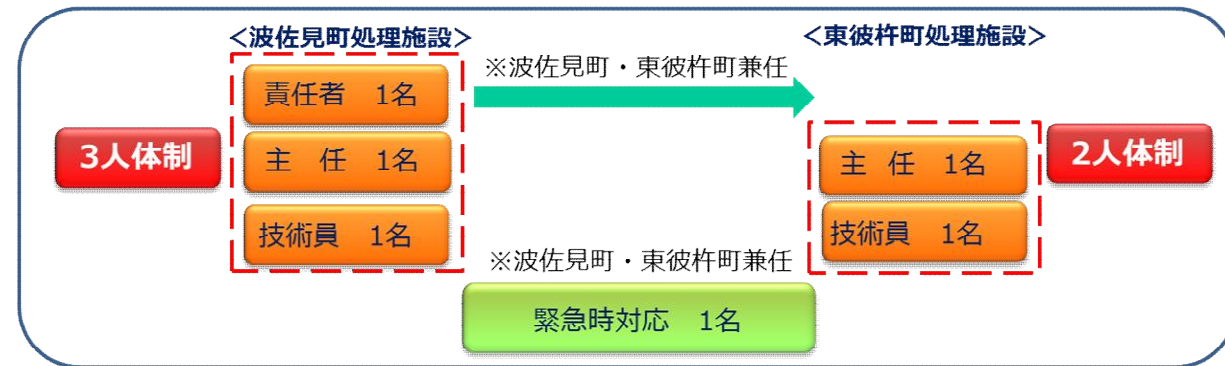
長崎県波佐見町および東彼杵町

事業の概要

- ・長崎県の波佐見町、東彼杵町：  
**維持管理業者の選定を共同で実施(プロポーザル方式)**
- ・**業者選定後、各町が個別に契約締結**
- ・処理場等の運転操作監視及び保守点検、緊急時対応、水質管理などを委託
- ・維持管理業者の人員体制：  
波佐見町3人、東彼杵町2人の計5人
- ・**民間事業者レベルでの広域的な維持管理を実現**

【1事業者が担っている2町の処理場維持管理業務】

	波佐見町	東彼杵町
業務委託範囲	処理施設 中継ポンプ場 マンホールポンプ施設	処理施設
業務委託内容	①処理施設の運転操作監視及び保守点検 ②中継ポンプ場・マンホールポンプ施設の運転操作監視及び保守点検 ③自動警報装置による緊急時の対応 ④水質管理	①運転操作監視及び保守点検 ②自動警報装置による緊急時の対応 ③水質管理 ④ユーティリティーの調達 ⑤修繕



連携スキームのポイント

- ・2町との同時契約により、民間レベルでのコスト縮減が進む
- ・処理場の処理方式や機器仕様の統一により、部品・薬品等の融通がスムーズ
- ・2町で異なる包括委託レベルを採用（波佐見町：L1、東彼杵町：L2.5）

効果・メリット・デメリット

- ・共同化による委託人件費削減
- ・発注作業の共同化により、職員工数削減
- ・2処理場間の物品・薬品等の貸し借りが容易
- ・緊急時の人員のやり繰りが容易

